

調査報告書（提言部分抜粋）

1 本校（注：市立柏高校のこと、以下同じ）に対する提言

(1) 養護教諭とスクールカウンセラーの連携の強化

学校生活アンケートの記載内容に対する事後対応に関して、自由記述欄への記載の有無、（マイナス的な問いに関する）チェック項目が2つ以上ある場合にのみ、養護教諭の面談に繋げる現在のやり方は、相談に対応する人的体制が不十分であることに原因があると考えられるが、これでは、問題を抱えている生徒の的確な把握は困難ではないか。

当該生徒は、亡くなる直前の10月以降、体調不良が続いており、こうした身体の変調は精神的な葛藤・軋轢と無関係ではなかった可能性がある。

本件では、スクールカウンセラー（現在は週に約2日勤務の巡回制）の存在、その役割が結果的に生かされなかったわけであり、養護教諭とスクールカウンセラーの連携を一層強化する必要がある。生徒から見ると、普段学校にいないスクールカウンセラーへの相談に消極的傾向があり、心のケアを効果的に行うため学校への常駐が望ましい。

また、上記の対応の他、顧問等が内容を確認できないような形で部活動生徒に対するストレスチェック等を行い、生徒らの精神状態を確認するといった方策も考えられる。

(2) 部活動の過密スケジュールの緩和

自主練の参加状況等について不明な点が多いため、顧問においても、吹奏楽部の総練習時間は正確に把握できていない。そこでまず、顧問において、個々の生徒の練習時間を把握できるような措置を執るべきである。

その上で、吹奏楽部の練習時間の長さ、休日の少なさに加えて、柏市を含む外部からの訪問演奏等の公式行事のスケジュールが過密であることは、生徒に考える機会を奪うことになっており、学業や将来の進路選択に多大な影響を及ぼしている。

少なくとも、授業を公欠してまでの訪問演奏等はできるだけ避

けるべきであり、柏市としても、授業期間中の頻繁な小中学校等への訪問演奏の依頼が生徒の学業等に負荷をもたらしていることを認識し、その自粛・制限を検討することが望ましい。また、学校としても、公式行事への参加スケジュールを確実に把握し、その縮減に努めるべきである。

学校における部活動は、生徒の意欲を高め、多様な能力を育てるという面で、その成長発達を促すために重要な存在であるが、あくまでも教科授業の補完的な役割を果たすものであり、この観点から、学校において授業と部活動のバランスの適正化に取り組むべきである。

(3) 本校活動指針の再検討

本校活動指針は、その内容において文化部ガイドライン等からかなり後退した内容となっている。

本校においては、今後、吹奏楽部を含めた全ての部活動の活動実態を把握した上で、原則としてガイドライン等通りの活動を行うことを明確にし、例えば参加する大会の日程等の理由からガイドライン等よりも長期の活動が必要になる場合等は、その措置が一時的となるようにし、かつ、後に代休を設ける等の代替措置を講じ、全体としてガイドライン等通りの活動時間となるよう調整すべきである。

そして、その検討した結果を元に、現在の本校活動指針を修正するべきである。

(4) 部活動の指導支援体制の強化について

上記(2)のとおり、吹奏楽部の活動時間は過密に過ぎることから、これを縮減することが求められるが、その他、部活動の指導支援体制の強化も考えるべきところである。その方策は具体的には本校及び柏市において協議することにはなるであろうが、例えば、各組2名の担当顧問に加え、音楽指導を行わず、部活内と部活外の連携窓口となる相談カウンセラー1名を追加する、というのが考えられる。それにより、吹奏楽部の閉鎖性という問題の解決にもつながるものと思われる。

なお、この指導支援体制の強化については、本校において上記(3)のとおり検討をした結果、文化部ガイドライン等から外れた対応をすると判断をするのであれば、必ず行うべき措置である。

(5) 部活動のあり方・問題に関する情報の共有化

200名を超える生徒を擁する部活動のあり方や問題は、学校全体の教育体制に関わるものである。部活動生徒からの訴えを単なる冗談や愚痴として聞き流さず、内容によっては部内部で検討の機会を設けるような取り組みが必要である。それに加えて、これらの問題を少数の顧問教師に専ら任せるのではなく、他の教師からの意見や批判もふまえて、文化部ガイドライン等が求めるように、校長を中心として学校組織全体で情報を共有し、解決を図る体制を構築すべきである。

(6) 自殺予防に向けた取り組みの充実化

子どもの自殺が問題視されるようになって久しく、政府、学校、地域等において自殺予防の活動はなされているものの、子どもの自殺者数は減らない状況が続いている。

本校においても、再度本件のような悲劇が繰り返されないためにも、悩んでいる生徒の早期発見に向けた取り組み、生徒のケアのために必要な制度・体制の構築、地域・保護者との連携の強化、自殺予防教育の充実といった生徒の自殺予防のために必要な取り組みを行っていくことが求められる。

2 柏市に対する提言

(1) 部活動の改善についての協力

吹奏楽部の改善については、人員の問題等、本校だけでは対応できない問題が種々存在する。このような問題の検討にあたっては、市教委や本校だけの問題としてではなく、柏市全体の問題として検討する必要がある。

(2) 本校吹奏楽部の柏市内での位置づけ

上記のとおり、平成29年及び平成30年の活動状況を、今後も

そのまま続けて行くことは望ましいことではなく、特に訪問演奏等については縮減されるべきものである。

この訪問演奏や市のイベントへの参加については、大会等と異なり、本校の現役の生徒でなくてはならないものではないはずである。そこで、例えば、こういったイベント等での演奏を行う楽団を、本校卒業生等を中心に組織するという方策も考えられる。そして、本校における吹奏楽を柏市における生涯教育の一翼を担うものとして取り扱うことも検討に値すると思われる。

(3) 学校生活アンケートの取り扱い等について

いじめ等を認知しそれを解決する責務は、本校だけでなく市教委も負っているのであるから、今後、学校生活アンケートの結果等について本校から報告を求めるなどして、本校における学校生活アンケートの取り扱い及びその対応が適切であるかどうかを確認していくべきである。

(4) 生徒の自殺予防のための更なる取り組みについて

千葉県では文部科学省の令和3年度いじめ対策・不登校支援等推進事業として「県立高校生徒のストレスチェック」というモデル事業を行っている。本事業は121校の県立高校生徒（約10万人）にストレスチェックを年3回（5・9・1月）Web上で行い、高ストレスの生徒を養護教諭が精神科医にオンラインで相談し、対応（受診勧奨など）を検討するといった内容である。学校職員より専門医への直接相談によって、精神的な問題を抱えている生徒への早期支援が可能となり自殺予防の重要な仕組みとなると考えられる。柏市及び本校においても本事業の経過を注視し、効果的な仕組みの構築に向けた検討に活かしていただきたい。

(5) 条例等の整備

柏市においては、本指針に基づく第三者委員会を直接定めた条例は存在せず、そのことにより、市教委への誤解や遺族の混乱といった事態が生じた。そこで、今後、同様の混乱を生じさせないためにも、本指針に基づく第三者委員会を条例中に明確に定める

か、本指針に基づく詳細調査については、いじめ防止対策推進法上の調査検証委員会に付託して行う運用を明確にすべきである。

3 全国への提言

(1) 自殺防止に向けた取り組みの継続

児童生徒の自殺を未然に防ぐためには、各学校において自殺予防教育が適切に推進されることが重要であるところ、その推進にあたっては、2014年7月に文部科学省よりだされた「子供に伝えたい自殺予防一学校における自殺予防教育導入の手引き」を参照しながら、効果的な教育がなされる必要がある。

また、この問題は、学校での教育のみによって解決できるものでもない。特に、わが国では小学校高学年から自尊感情が下がり、QOL（生命の質）が低下しているという報告もあるところ、子どもたちの自尊感情を高めるため、失敗や挫折をしても「生きていることが素晴らしい」という社会、子どもたちが未来に夢や希望を持てるような社会を作る必要がある。そのためには、大人が子どもたちにとって「信頼して相談できる大人」になることが重要である。

このように、自殺予防のためには、子どもたちへの教育だけでなく、大人も意識や行動を変容すべきことを国民全体が共有する必要がある。

(2) 部活動ガイドラインの徹底

上記のとおり、本校においては、部活動ガイドラインの遵守を基本として、本校における吹奏楽部の活動を定めるべきであると提言している。

しかしながら、本校のみが部活動ガイドラインを遵守し、他方、他校はそれを遵守しないのであれば、本校が大会等で不利になるというようなことが生じうる。そのような事態は、本校にとって不公平極まりないことであるし、結局、部活動ガイドラインが形骸化していくことにつながるものである。

すなわち、部活動ガイドラインを全国に普及させるためには、日本全体において、各都道府県、各市町村等において、ガイドライン等の遵守を徹底し、かつ、ガイドライン等の順守状況を相互

に確認できる体制を構築しなければならない。

4 その他

(1) 当該生徒の死についての気持ちの共有について

当該生徒の死については、当時の吹奏楽部生の多くが、死の原因も死の状況も知らされないまま、また、生徒同士でそれぞれの気持ちを共有することもできないまま、今日まで過ごしてきたことがわかっている。

このような状況から、当委員会としては、希望する者においてただ集まり、ただ当該生徒の話をするだけのものでよいから、当該生徒と一緒に時間を過ごした生徒のうち希望する者を集めて、当時の、現在の気持ちを共有する機会を設けてもよいのではないかと考えている。

それによって、それぞれの生徒において、当該生徒をどう弔うのか、当該生徒の死にどう向き合うのかということについて気持ちに整理ができるのではないだろうか。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

本報告書の作成現在において、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、本校における吹奏楽部を含む部活動全体が、通常と異なる対応に追われているものと思われる。

上記提言は、あくまで同感染症による影響は考慮していないものであるので、上記(1)の生徒の集会の実施等を含め、上記提言については、同感染症の予防対策等との兼ね合いを考慮した上で対応すべきものと考えていただきたい。